

### 新たな償却・引当に対する目線

## 本来的な融資実務の姿を 問いかける検査・監督に転換

融資実務において、将来の損失を的確に見積もることが金融機関経営の健全性を確保し、金融仲介機能の発揮の裏打ちとなる。そのために、検査・監督の目線も、資産分類や償却・引当に関する金融機関の創意工夫をより進めやすくしていくものでなくてはならない。現状の実務を出発点とした今後の改善の道筋としてどのようなもの考えられるのか。ディスカッション・ペーパー（DP）などを用いて関係各所と議論を深め、環境整備を図っていく。

### 今後の融資に関する 検査・監督の方向性

前提として、金融検査マニュアルの廃止は、これまでに定着した実務を否定するものではなく、金融機関が現状の実務を出発点により良い実務に向けた創意工夫を進めやすくなるための

ものだ。よって、金融検査マニュアルの別表が廃止されたとしても、これにより、現行の自己査定や償却・引当に関する実務が否定されるものではないことを最初に強調しておきたい。

現在作成中のDP「融資に関する検査・監督実務についての考え方と進め方」は、金融検査

マニュアルの改訂版のようなものではない。DPが公表されたところで、一斉に金融機関における内部規程やシステムを書き換えなければならないことも想定していない。あくまでDPは対話のツールであり、DPを通じて金融機関と建設的で双方向の対話を続けていくことで、

金融機関自らのプラクティスの構築と実践につながることを期待している。無論、当局の検査・監督のあり方も、対話を重ねることで深化していかなければならない。

金融検査マニュアル廃止の経緯等の詳細については、すでに公表済みの「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」や、昨年4回にわたって開催した「融資に関する検



金融庁 監督局  
地域金融監理官  
渡辺 公徳

査・監督実務についての研究会」(以下、研究会)の議事録

・配布資料において言及されている。率直に言って、金融検査マニュアルに基づいたチェック

リスト方式での画一的な最低基準の検証に重点を置く従来の検査・監督の手法では、金融機関

と当局の双方に副作用が生じていた。「重箱の隅をつつきがちで重点課題に注力できないのでは

はないか」「バブルの後始末はできたが、新しい課題にあらから

じめ対処できないのではないか」「金融機関による多様で主

体的な創意工夫を妨げてきたのではないか」——といったことが金融検査マニュアルの廃止に至る問題意識だ。

融資実務に焦点をあてると、主に次のような副作用が挙げられる。

・資金使途(運転資金、設備資金)より債務超過か否かを重視した検査・監督によって、与信判断の画一化が生じた。

・金融機関は不良債権と認定されることを恐れ、継続的に必要な運転資金を分割返済方式で貸し付ける傾向により、企業の資金繰りが悪化した。

・過去の倒産率等を重視した引当が求められるため、将来の経済状況の変化を反映しづらく、将来の危機への適切な対応にながっていない。

・従来の画一的な検査・監督のもとでは、金融機関ごとに異なる融資方針や顧客特性を引当に反映しづらく、ビジネスモデルの展開の制約になっている。

将来の損失をよりの確に見積もるための改善に取り組む金融機関も散見される中であって、それを妨げない環境整備がわれわれに求められている。すべての金融機関に画一的な最低基準を適用するスタイルの検査・監督を改めるとすれば、今後の融資に関する検査・監督は、①リス

クを適切に評価する切り口を検討するために金融機関の実態

を把握する、②より広い範囲の情報からリスクを認識する、③金融機関のビジネスモデルやポートフォリオの多様性を踏まえて情報を評価する——という方向性が想定される。金融機関が認識しているリスクと引当の水準にズレが生じていないことが、金融機関の健全性の面でも、金融仲介機能の発揮の面でも効果的だからだ。

### 参考になる米国の融資実務

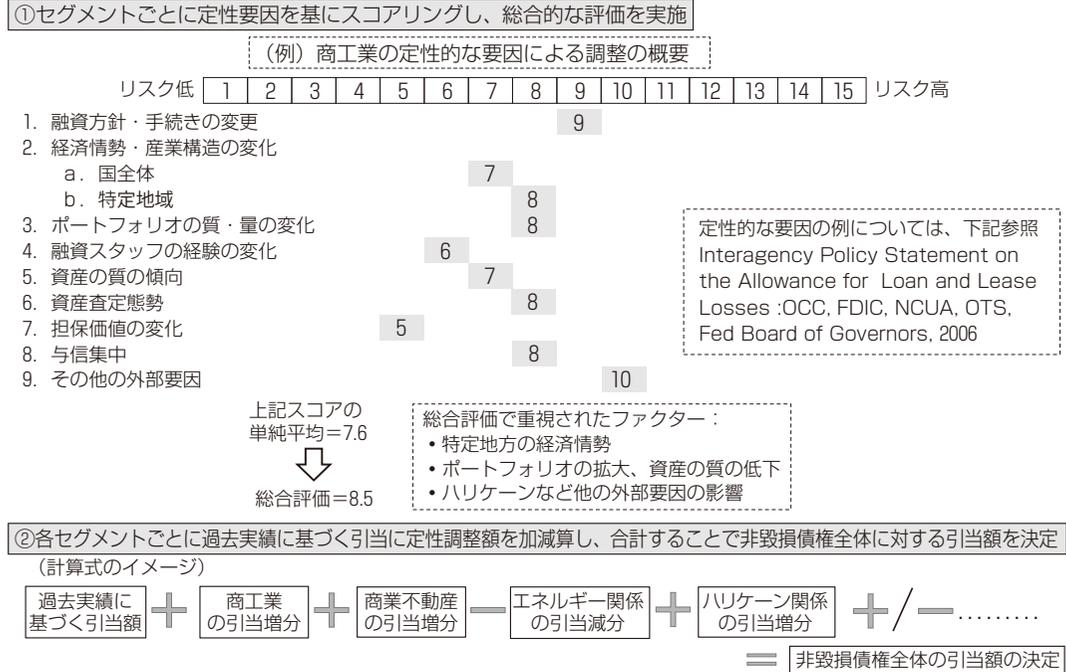
次に、米国の融資に関する検査・監督実務について、FRBの実務者から直接ヒアリングした結果を踏まえて紹介したい。金融庁主催の関係各所との対話会や研究会の議論などを通じて、大枠で共通理解が得られた方向性と米国の実務とが近いものであると思われるからだ。経験豊富な実務家からは、「金融検査マニュアルが公表される以前の融資実務の考え方に共通する部

分も見られる」との指摘もある。

米国の融資実務においては、資産査定と引当を分けており、内部格付と会計上の概念である引当がリンクしていない。つまり、内部格付による区分(Pass, Watch, Special Mention, Substandard, Doubtful, Loss)は会計上の概念ではなく、あくまで与信の質の正確な把握が目的であって、引当の準備作業ではない。引当では、「非毀損債権(Non-Impaired)」と「毀損債権(Impaired)」に区分し、早い段階で償却(charge-off)する。

非毀損債権については、一定のグループごとに過去実績および定性要因による調整を加えた引当の計算を行うが、FRBによれば、引当全体の大部分が非毀損債権に対する一般貸倒引当金で、そのうち最大8割程度が定性要因とのことだ。そもそも非毀損債権の引当の計算方法について「経営判断を伴い、精密

〔図表1〕 足もとの情報による定性調整の実務例（米国）



(出所) 「融資に関する検査・監督実務についての研究会（第4回）」金融庁作成資料。

でありえず、幅のある推計とならざるをえないもの」という考え方が前提となっている。他方、毀損債権については個別に担保を評価して、差額を償却することが多い。

引当の具体的な方法については金融機関の自由度が高く、米国の監督当局は、金融機関の引当に係る説明が合理的であれば、一旦それを尊重したうえで定期的にフォローアップする対応を取っている。かたや日本においてはどうか。債務者区分（正常先、その他要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先）と引当がリンクしており、債務者区分は引当の準備作業という位置付けだ。あとは、正常先、その他要注意先、要管理先には一定の実績率を乗じて一般貸倒引当金を積み、破綻懸念先以下には、個別に担保・保証をベースに個別貸倒引当金・償却額を見積もる。ある意味、債務者区分から引当・償却の金額が

機械的に流れるように計算されていくわけだ。

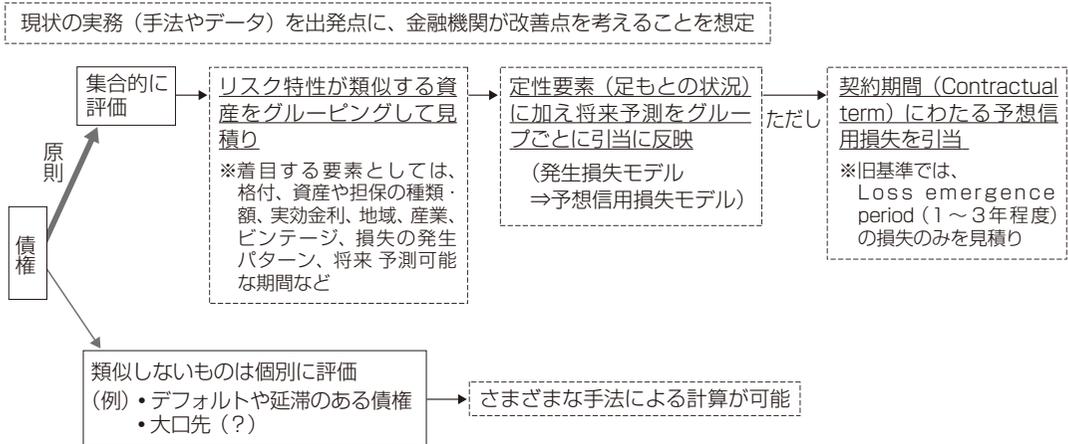
これは、すでに発生している不良債権の対応においては有効な方法と言えるかもしれない。ただし、正常先に潜むリスクを引当に反映することが難しく、特定債務者に帰着しないリスクを反映できない面もある。また、過去実績を主に勘案して引当を計上するため、足もとの状況や将来予測を反映しづらく、将来の損失を的確に見積もるといふ発想に及ばない。金融仲介機能の発揮と健全性の観点で言えば、債務者区分を落とさないと引当を積み増すことが難しいし、債務者区分を落とすと貸しにくくなる。つまり、資金使途を見てキャッシュフローに応じた貸し方をする「融資本来の実務」から外れたものになっていく。

### 定性調整の実務例

定性要因の評価については、

〔図表2〕

米国の新会計基準 (CECL = Current Expected Credit Loss)



〔出所〕 図表1と同じ。

日本の一部の金融機関でもその萌芽が見られるところだが、米国の金融機関では実際に定性要因をどう調整しているのか。図表1は、その商業の例だが、まず縦に1~9とある「融資方針・手続きの変更」「経済情勢・産業構造の変化」「ポートフォリオの質・量の変化」などの項目のリスクを高低で判定する。次に、その単純平均に重要視すべき要素を加味して総合評価を出す。これをもとに、「前回の

モニタリング時点の評価と比べてどうか」「リスクが高まっているのに引当率が下がっているとしたら、一体どういう考え方によるものか」といった議論が金融機関の経営陣と監督当局の間で展開されるようだ。ほかにも複数のセグメントで同様の評価を行い、最終的に非毀損債権全体の引当額を決定するのが、図表1下方の計算式だ。

図表2では、米国の新会計基準 (CECL) の考え方をまとめてみる。今後、米国において導入される仕組みであり、参考になるものだと思う。簡潔に言うと、CECLでは、原則として集合的に評価をしていく考え方を採る。すなわち、リスク特性が類似する資産はグルーピングをして見積もっていく。グループ分けをしたうえで、定性要因を加えて将来予測をグループごとに反映していく。さらに、契約期間にわたる予想信用損失を引き当てる。他方、類似しな

**「融資方針・手続き」の重要性**

いもの、例えばデフォルトや延滞のある債権、大口先などは、個別に評価をする。

研究会の第4回の議論で、玉井豊文メンバーがかつて日本興業銀行でALMを担当されていた経験から、米国の金融機関で使用されている「ポリシー・アンド・プロシージャー」について補足いただいた。図表1に「融資方針・手続きの変更」とあるが、これがポリシー・アンド・プロシージャーである。金融機関の全職員がよりどころとする「ポリシー」と、事務手続集である「プロシージャー」が一体となった、金融機関の「虎の巻」といふべき文書だ。

米国の当局は、検査対象の各金融機関に「ポリシー・アンド・プロシージャー」が存在することを前提に対話をし、基本方針と実務の両方をチェックする

運用になっていく。信用リスクに関しては、経営陣が直接的に関与するもとでクレジットポリシーを明文化し、ポリシージャーがそのポリシーに整合的かどうか、現場のプラクティスがポリシージャーに反していないか——このような点に検査・監督の重きが置かれている。

日本の金融機関にポリシーがなかったかといえば、そんなこととはなく、組織文化として受け継がれてきた部分がある。ポリシー・アンド・プロセスジャーというかたちで表現することで、一貫した枠組みで経営と実務を整理しようという意見は示唆的だ。融資に関する検査・監督において、リスク・アペタイト・フレームワーク（RAF、注）の考え方は参考になるのだが、今後、当局としてRAFの導入を強制させようとしているわけではない。「RAFは、ポリシー・アンド・プロセスジャーという枠組みがまずあって、それ

を融資の部門で発展・深化させたものと見ることができ」（玉井氏）という指摘にあるように、クレジットポリシーの明確化と実務への落とし込みを徹底させるスタンスが重要だと考える。

### データやノウハウの結集を

対話会などで挙げられた取組事例から、事業キャッシュフローの反映、将来予想の反映、貸倒実績率低下への対応など、実務的な論点について整理を進めている。

例えば、短期継続融資については、貸出先にとって必要な運転資金の融資であっても、金融検査マニュアルでは正常運転資金（短期継続融資）の計算方法が形式的であるため、正常運転資金の範囲を超えて貸出条件緩和と債権となってしまうものもあるといった、貸出条件緩和と債権の判定に関する論点がある。

また、引当率の調整による見積りについては、貸倒実績率の低下を背景に引当率に下限値（フロア）を設定した金融機関がある一方、下限値の設定を検討したが、公認会計士との関係上、設定根拠の不足等から断念した金融機関もあるといった論点などが挙げられる。

公認会計士協会からも具体的ななかたちで問題提起をしていただいている。償却・引当がどのような考え方に基づくのかをきちんと整理することにより、金融機関と公認会計士のコミュニケーションを円滑にすることができると考えている。会計基準に照らして最低限求められる水準については、DPで明確にし、金融機関の償却・引当実務の高度化・精緻化をさらに進めるためには、公認会計士も交えた関係者間で実務的な議論・対話を継続することが必要である。

研究会の場では、地方銀行協会のCRITS（地銀協の全会

員銀行が参加する信用リスク情報統合サービス）のデータを監査に活用していくような展望も語られた。関係各所のデータやノウハウを結集させることで、金融機関全体の健全性あるいは持続可能性の向上につながってほしいとの思いを持って、金融庁としてその環境整備に努めてまいりたい。（談）

（注）どのような業務に取り組み、どのようなリスクをどこまで取り、どの程度の収益を上げるかに関する指針を明確にし、経営やリスクなどを管理する枠組み。

わたなべ こうとく

94年東京大学法学部卒、大蔵省入省。14年金融庁市場課資産運用企画室長、15年内閣官房「まち・ひと・しごと創生本部」参事官、17年金融庁検査局企画審査課長、18年7月総合政策局地域金融監理官などを経て、18年11月から現職。